

(表1)

## 《医師が記入した『意見書』が必要な感染症》

◆保育所・こども園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、子どもたちが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について医師が記入した『意見書』(別紙)を提出してください。

また診断を受け次第、各保育所・こども園へお知らせください。

◆感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育所生活が可能な状態となつてからの登園となるようご配慮ください。

※「意見書」の記入様式は別紙に記載がありますので、コピーしてご使用ください

感染症名	登所・登園のめやす
麻疹（はしか）	解熱後3日を経過している
風疹	発疹が消失している
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化している *痂皮：かさぶた
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過し、かつ全身状態が良好になっている
結核	医師により感染の恐れがないと認められている
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等の主な症状が消え2日経過している
流行性角結膜炎	感染力が非常に強いため、結膜炎の症状が消失している
百日咳	特有の咳が消失している又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了している
腸管出血性大腸菌感染症 （O157、O26、O111等）	症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回検便によって、いずれも菌が検出されず、医師により感染の恐れがないと認められている
急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認められている
髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染の恐れがないと認められている

(表1)

## 意見書 (医師記入)

育三会 田家保育所長 あて

入所児童氏名

年 月 日生

(病名) (該当疾患に☑をお願いします)

	麻疹 (はしか)
	風しん
	水痘 (水ぼうそう)
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)
	結核
	咽頭結膜熱 (プール熱)
	流行性角結膜炎
	百日咳
	腸管出血性大腸菌感染症(O157、O26、O111等)
	急性出血性結膜炎
	髄膜炎菌性髄膜炎

病状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

年 月 日から登所可能と判断します。

年 月 日

医療機関名

医師名

※必ずしも治癒の確認は必要ありません。

意見書は症状の改善が認められた段階で記入することが可能です。

### ※かかりつけ医の皆さまへ

保育所・こども園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症について意見書の記入をお願いします。

### ※保護者の皆様へ

上記の感染症について、子どもの病状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登所・登園を再開する際は、この「意見書」を各保育所・こども園に提出してください。